

健康診断のご案内

- この度、農林水産省共済組合では、29歳以下（年度末の年齢）の組合員を対象とした共済組合独自の健康診断事業を創設することとしました。
- これまで、共済組合では事業主が行う定期健康診断に対して、その一部（診断項目）を助成してきたところですが、本年度からは、助成の代替措置として、29歳以下の組合員に対する健康診断事業そのものを共済組合主体で運営しようというものです。
- なお、共済組合主体の健康診断については、事業主の行う健康診断の代替にはならないことから、ご利用にあたっては、事業主が行う健康診断も受診して頂く必要があり、また、受診に際しては、休日若しくは年次休暇等を取得した上で受診頂くことになることを予めご承知おき下さい。
- 健診内容は、労働安全衛生法に基づいた法定健診に胃 X 線検査及び便潜血検査を追加したコースとし、無料で受診できます。（オプションで追加した項目は除きます）
- 申込みの方法は、各個人が申込み用Webサイト等により申込みを行う方法により受診となります。

受診までの流れ

◇ 対象の方には、6月上旬にご自宅へ、予約等代行機関である「株ベネフィットワン・ヘルスケア」よりご案内が届きます。お問い合わせ等についてはご案内に記載された申込み用WEBサイト又は専用ダイヤルをご利用ください。

